

施策マネジメントシート1(27年度目標達成度評価)

作成日 平成 28 年 7 月 22 日  
更新日 平成 28 年 7 月 22 日

総合計画体系	政策No.	3	政策名	働く人々が輝き続けるまちづくり	施策統括部	事業部	部長名	富加美 尚悟
	施策No.	11	施策名	農業の振興	施策主管課	農政課	課長名	森山 邦彦
					関係課	まちづくり戦略室、農業委員会、商工振興課、企画課		

1 施策の目的と指標 **新政策 VI 産業の健康** 施策 **26 農業の振興**

① 対象(誰、何を対象としているのか) \* 人や自然資源等  
市内の農家  
(担い手農家、集落営農組織)

② 意図(対象がどのような状態になれば良いのか)  
経営が安定している

③ 対象指標(対象の大きさを表す指標) \* 数字は記入しない

名称	単位
A 農業従事者(農家戸数)	戸
B 販売農家戸数	戸
C 集落営農組織数	組織

④ 成果指標(意図の達成度を表す指標) \* 数字は記入しない

名称	単位
A 認定農業者数(戸数)	戸
B 生産農業所得(認定農業者一戸あたり)	円
C	
D	
E	
F	

成果指標の測定企画(実際にどのように実績値を把握するか)

(対象指標:農政課で把握)  
農業従事者数:5年ごとの農林業センサスを基本に毎年の農家減少を1%とする。  
販売農家戸数:上記と同様  
(成果指標:農政課で把握)  
集落営農組織の中で農業法人になった数:法人化された実数  
生産農業所得:毎年確定申告での農業収入より所得を計算する。

2 指標等の推移

指標名	単位	数値区分	21年度現状値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
対象指標	A 戸	見込み値		754	747	740	732	725
		実績値		758	758	758	758	759
	B 戸	見込み値		586	580	574	569	563
		実績値		578	578	578	578	579
	C 組織	見込み値		12	12	12	12	12
		実績値		11	11	11	11	10
成果指標	A 戸	成り行き値		240	235	230	225	220
		目標値		245	245	245	245	245
		実績値	245	226	223	217	218	214
	B 円	成り行き値		6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000
		目標値		7,100,000	7,200,000	7,300,000	7,400,000	7,500,000
		実績値	6,940,000	5,584,000	5,054,250	5,735,080	6,000,128	5,509,568
	C	成り行き値						
		目標値						
		実績値						
	D	成り行き値						
		目標値						
		実績値						
	E	成り行き値						
		目標値						
		実績値						
	F	成り行き値						
		目標値						
		実績値						
事務事業数				45	44	45	45	46

施策コスト	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円		0	17,556	44,070	42,616	35,391
			都道府県支出金	千円		21,419	5,542	4,726	64,451	52,263
			地方債	千円		0	0	0	0	0
			その他	千円		7,413	1,409	589	593	2,178
			繰入金	千円		0	0	0	0	0
			一般財源	千円		159,504	158,921	141,303	145,738	146,618
	事業費計(A)	千円		188,336	183,428	190,688	253,398	236,450		
	(A)のうち指定経費	千円		77,499	76,894	73,041	77,761	69,039		
	(A)のうち時間外、特殊勤務手当	千円		677	579	973	761	925		
	人件費	延べ業務時間	時間		25,822	25,230	26,179	20,620	20,500	
人件費計(B)		千円		104,249	102,711	104,297	83,943	76,116		
トータルコスト(A)+(B)			千円		292,585	286,139	294,985	337,341	312,566	

基本計画期間における施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)

A:認定農業者数(戸数)の成り行き値は、農業従事者の高齢化に伴い、減少していくと推測し、平成27年度で220戸に設定した。目標値については、Uターン、Jターンにより過去5年くらいで5名程度の新規就農者があり、新規就農者が経営安定に向けての取り組みに対して支援し、あわせて、青年農業者クラブ(4Hクラブ)への支援などを強化することで、現状水準を維持できると判断し、平成27年度の目標値を245戸設定した。

B:生産農業所得(認定農業者一戸あたり)は、認定農業者の営農類型別に農業収入を調査し平均値を算出した。成り行き値は経済状況等により変化することを踏まえ、過去3年の平均値から毎年600万円を推移すると設定した。

目標値は、個々の農地、個々の技術を集結し、より安定した農業経営ができるような新たな農業組織・形態の検討と、農業生産法人の誘致など、農家所得の安定を図り、農業を魅力あるものとする農業政策を展開し、併せて農業関係補助事業の活用、担い手育成総合支援協議会の取り組みを強化すること、農産品のブランド化を推進することで、平成27年度の目標値を合志市農業経営基盤強化基本構想で設定した所得の750万円と設定した。

基本計画期間における施策の方針

①生産性の向上と多彩な担い手の育成。  
②農家の所得向上を目指した農業の振興。

施策マネジメントシート2(27年度目標達成度評価)

農業の振興

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

【1】この施策の役割分担をどう考えるか(協働による住民と行政の役割分担)  
 ア)住民(事業所、地域、団体)の役割(住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)  
 ・(市民)合志市の農作物を購入して消費する。(地産地消)  
 ・(生産者)消費者が望む農作物を作り、自らにあった販売をする。  
 ・(農協)農業者に対する営農指導、販路開拓を行なう。  
 ・(協議会)ブランド品の開発、研究を行なう。

イ)行政の役割(市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)  
 ・地産地消の仕組みづくりをすすめる(農業者と市民の交流など)。  
 ・生産性を上げるための基盤整備の実施。  
 ・新規就農者及び後継者への支援。  
 ・市農産物のブランド化を推進するための農業研究機関等との連携(農業・商業・工業との連携の推進)。  
 ・(県)農業経営指導、助言を行なう。

【2】施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は今後どのように変化するか?(平成27年度を見越して)  
 ・集落営農組織化(法人化)が今後進むことで、小規模農家が減少すると予測される。  
 ・農地法3条(農地の所有権移転)については、平成19年4月から、許認可権限が県から市へ移譲された、4条(自己転用)、5条(所有権移転が伴う転用)についても今後移譲されることが予想される。  
 ・平成19～20年度で農業振興地域整備計画を策定し、優良農地の確保に努めるとともに、農地の流動化を推進することで、担い手への農地集積による農作業の効率化、生産性の向上が図られる。  
 ・農業者の高齢化が進むことで、遊休農地の増加が懸念される。  
 ・農地法の改正により、企業が農業経営に参入することが容易になったことで、農地の有効活用が図れるようになる。  
 ・TPP交渉参加の動きがあり、正式参加となれば農業を含めたあらゆる産業において大きな状況変化が予想される。  
 ・社会、経済のグローバル化による交易や交流によって、口蹄疫等の伝染病や様々なリスクの発生により、農業に甚大な被害が発生する懸念がある。  
 ・農業への関心が高まり、市民農園の需要が増えることが予想される。  
 ・平成24年度からの国の新規事業「人・農地プラン」の作成により、新規就農者給付金及び農地集積協力金等の給付事業が始まることにより申請者の増加が予想される。  
 ・平成26年度日本型直接支払(多面的機能支払)制度の創設により、集落単位での環境保全活動や共同管理作業が進むことが予想される。  
 ・平成26年に農地中間管理機構が設立されたことにより、農地集積や遊休地解消などの対策が促進されることが予想される。

【3】この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?  
 ・市民から、農道や用排水路の整備に関する要望が寄せられている。  
 ・集落営農組織の農業法人化を進め、地域の雇用とブランド力の向上につなげる必要がある。  
 ・特産品開発やブランド化につなげるため、開発やブランド化にかかる資金的な支援も検討する必要がある。

【平成27年度の施策評価(26年度振り返り)における議会意見】  
 1. 遊休農地の詳細な調査を実施し、国・県と連携の上、集落営農組織の農業法人化を進めること。  
 2. 農畜産物の付加価値を上げるための六次産業化の啓発と推進を図ること。  
 【平成27年度の施策評価(26年度振り返り)における総合政策審議会意見】  
 1. 引き続き「農業」を守るための対策を講じること。  
 2. 合志市の農業自体をブランド化し、中央で産物販売するシステムを構築すること。  
 3. 引き続き、合志市内の農業関係施設との更なる連携を図ること。  
 4. 地産地消の更なる推進に努めること。

4 施策の評価

【1】施策の目標達成度(26年度目標と実績との比較)

A → ×【認定農業者数(戸数)】  
 :目標値245戸に対し実績値214戸であり、達成度は88.7%であった。  
 B → ×【生産農業所得(認定農業者一戸あたり)】  
 :目標値7,500,000円に対し実績値(税務課に依頼中)円であり達成度は(計算中) %

※左記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)

A・認定期間が経過した農家に更新手続きを促したが、高齢化や後継者不足により認定申請者は現状維持に留まった。  
 B・震災の影響により、現在算定中です。

※○:目標達成 △:目標をほぼ達成(-5%) ×:目標を未達成

【2】施策の振り返り(施策の方針、経営方針の達成度等)

(1)平成27年度経営方針である、  
 ①「健康ファクトリー構想の実現に向け、関係機関との連携を推進する。」については、土地利用検討結果を踏まえ、規制緩和策に向けたより一層の国・県への働きかけを行い、「稼げる市」の実現を目指した。  
 ②「人・農地プランについて、農業者への周知・啓発に努める。」については、県農地集積加速化事業重点モデル地区の集落説明会や意向アンケート調査などにより、農業者だけでなく土地持ち非農家への周知や啓発を図った。  
 ③「遊休農地の現地調査を行い、斡旋等を通して農地の有効活用を進める。」については、農業委員が主となり、遊休農地の現地調査を行い、新たな遊休農地が27,634㎡増加したが、斡旋等を通して28,825㎡解消しており、農地の有効活用が進んでいる。  
 ④「地産地消の推進を図る。」については、地産地消推進条例に基づき、市内農産物の地産地消を推進し、6次産業化に向けての取り組みを進めた。  
 ⑤「ICT技術を活用した合志市の魅力ある農業情報等の発信に努める」については、食と農を中心とするブランドイメージの向上や新鮮・安全・安心な農産物のアピールに向け、「知る・知らせる・呼ぶ・つながる」をコンセプトとして活動する合志あぐっと！村運営協議会と協働してICTを活用した情報発信を行った。  
 (2)事務事業貢献度評価の結果では、平成27年度施策の成果を向上させるために最も貢献した事務事業には、人・農地プラン関連事業、農地流動化推進費事業があげられ、貢献した事務事業には、担い手育成総合支援事業、新規就農奨励事業、農業者戸別所得補償対策事業、農用地利用集積助成事業、経営体育成支援事業があげられた。

**【3】 施策の課題(基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していかなければならないか)**

- ・国営の灌がい施設を活用した、新たな作物の作付の検討
- ・集落営農組織化(法人化)と作物の集団作付けの推進
- ・農業振興地域整備計画に基づく優良農地の確保と生産性の向上
- ・農業従事者の高齢化に伴う後継者や担い手の育成
- ・遊休農地の解消と農地の有効利用
- ・異業種から農業への参入推進
- ・農業研究機関等との連携と特産品開発およびブランド化の推進
- ・伝染病に対する防疫体制の確立と農家への啓発(自己防衛、安全性確保への意識の向上)

**5 施策の27年度結果に対する審査結果**

**① 政策推進本部での指摘事項(施策目標達成度評価結果報告を受けて・・・平成28年7月26日)**

- ・農家所得の向上を目指し、農家個々に対する経営指導、営農指導など農業経営に専門性を持つ人材の確保が必要であり、また、農業の6次産業化、農商工連携を推進することが必要
  - ・「人・農地プラン」に基づき、新規就農を促すような取り組みや農地集積による農家所得の向上に向けた取り組みを行っていくことが必要。
  - ・「地産・地消推進条例」について、周知啓発と具体的取り組みが必要。
  - ・集落営農、コントラクター的な組織で行う新たな農業経営を推進することが必要。
- ※震災により、今後対応を考えていくことが必要。

**② 総合政策審議会での指摘事項(平成28年8月9日、17日、24日まとめ)**

- ・引き続き、農業を守るための対策を講じること。
- ・引き続き、合志市の農業自体のブランド化を目指しながら、昔ながらの味の発掘と啓発に努めること。

**③ 議会の行政評価における指摘事項(平成28年9月23日)**

- ・農産物の常設的な売り場を確保し、生産者の収入安定化を図ること。
- ・地産地消の推進を図ること。
- ・新規就農者及び後継者への支援を行い、認定農業者の漸減傾向に歯止めをかけること。

**6 次年度に向けた取り組み方針**

**● 政策推進本部 平成29年度合志市経営方針(平成28年10月3日)**

1. 健康ファクトリー構想の実現に向け、関係機関と農商工連携に努め、新たな作物の導入や省力化等を研究し「稼げる農業」を模索していく。
2. 「人・農地プラン」に基づき、新規就農の推進と農地集積による農家所得の向上に努める。
3. 農業委員会と連携し、農地中間管理機構を活用して農地の流動化を推進し遊休農地の解消に努める。
4. 「地産地消推進条例」に基づき、条例の周知啓発と具体的取り組みを進める。
5. 県の農地集積加速化事業を活用し、個別経営体である集落営農組織等の法人化を図る。